

泉佐野市マンションの管理に関する計画の認定等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及びマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 規則第1条の8第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証とし、法第5条の13第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、法第5条14各号に掲げる基準に適合することについて、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の16の規定による認定の更新について準用する。

(申請の取り下げ)

第4条 認定申請又は変更認定申請をした者は、当該認定を受ける前に管理計画の認定申請等取下届(様式1)を市長に提出することにより、その申請を取り下げることができる。

(軽微な変更)

第5条 認定管理者等は、規則第1条の15に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式2)に、添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第6条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式3)を市長に提出することができる。

(管理計画認定等の証明の手続き)

第7条 認定管理者等は、認定を受けている者であることを証する書面の交付を受けようとする場合、管理計画認定等証明申請書(様式4)を市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。